

津山ゆかりの刀剣再現プロジェクト業務委託仕様書

1. 業務の名称

津山ゆかりの刀剣再現プロジェクト業務

2. 業務の目的

本業務は、かつて津山藩松平家に伝わり、本市にゆかりのある名刀を再現し、話題性のある観光プロモーションや津山郷土博物館における展示等に活用することにより、本市への誘客促進を図るとともに、先人より受け継がれた本市固有の歴史文化に対する誇りの醸成を図り、もって地域活性化と観光まちづくりを推進することを目的とする。

3. 業務の期間

契約締結の日から平成32年3月31日まで

4. 委託金額

9,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

5. 業務内容

本業務の内容は、下記に掲げるとおりとする。

なお、具体的な業務の実施方法及び本仕様書に記載のない事項については、委託者・受託者が協議の上、決定するものとする。

(1) 日本刀（写し刀）の製作

国宝伯耆安綱（名物 童子切安綱）及び相州正宗（名物 石田正宗）の写し刀各一振りを製作する。なお、写し刀とは作刀及び研磨、ハバキ、白鞘を一式とする。

製作した日本刀は津山市郷土博物館等での展示活用を予定している。よって、作刀にあたっては、可能な限り実物の形状を再現することとし、名刀の写し刀の製作実績を有した刀匠によるものとする。このため、製作予定者のプロフィール及び実績を示すこと。

本市では、画像データの提供を行うことは可能。

(2) プロモーション映像制作

上記（1）の製作過程を映像として記録し、本プロジェクト及び本市観光のプロモーションに使用する5分程度のプロモーション映像を作成する。

(3) ゲームやアニメ等のコンテンツとの連携構築

本プロジェクトの話題性の創出による誘客促進のため、刀剣や日本の中世をテーマとしたゲームやアニメといったコンテンツとの連携の構築を行う。

これに伴い、受託者は委託金額の範囲内において本市と連携可能なコンテンツ及び内容、活用期間を提案することとし、本市とコンテンツを有する者との間の連携に要する調整を行うこととする。

6. 成果品

本事業の成果品として下記にあげる物を提出すること。

- (1) 国宝伯耆安綱（名物 童子切安綱）及び相州正宗（名物 石田正宗）の写し刀
- (2) プロモーション映像を収録した記憶媒体（DVD等）
- (3) 実績報告書 10部

7 その他

- (1) 受託者は、成果品のうち本業務の実施にともない新たに製作したものについて、著作者人格権を行使しないものとする。
- (2) 前項の規定は、受託者の従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用するものとする。
- (3) 受託者は、著作権を委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、成果品に使用又は包括されている著作物で、受託者が本契約締結以前から有していたか、又は受託者が本業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を委託者に許諾するものとし、委託者は、これを本業務の成果品の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、成果品に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、委託者はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (4) 成果品に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。
- (5) 仕様のない事項又は仕様について生じた疑義については、委託者と協議のうえ解決すること。
- (6) 上記（1）から（4）に掲げる事項は5. 業務内容の（3）にかかるものを除く。